

琴浦町人権尊重の社会づくり条例(案)について

人権・同和教育課

1 趣旨

人権が尊重される社会の実現をより一層推進するため、様々な人権施策を網羅する新たな人権条例を策定し、町民誰もが安心して暮らせる人権を尊重する社会づくりを推進する。

2 策定の目的

- (1) 差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくりに関し、町の責務及び町民(通勤・通学する者、事業活動を行う団体を含む。)の役割を明らかにする。
- (2) 様々な人権問題の解決への取組を推進し、全ての町民の人権尊重の社会づくりの実現を図る。
- (3) 個別の人権問題への取組、具体的な施策を条例に基づき作成する「人権施策基本方針」に盛り込み、施策を推進する。

3 策定までの流れ

行政職員で構成する庁内策定チーム(4回)、有識者と行政職員で構成する条例策定委員会で条例(素案)を協議し、あらゆる差別をなくする審議会、町内関係団体等との意見交換(12/10、1/14)やパブリックコメントを行い、条例(案)を作成する。

4 条例策定委員会

- (1) 開催日 令和2年9月30日(水)、11月12日(木)、12月2日(水)
令和3年1月19日(火)、2月15日(月)
- (2) 協議内容 条例(案)、人権施策基本方針(案)について
- (3) 主な協議事項
 - ・様々な人権問題についての法律、国の動向について
 - ・条例(案)前文の記載内容について
 - ・人権施策基本方針の各分野における人権問題の表記について
 - ・12/10、1/14開催の関係団体意見交換会からいただいた意見の検討
- (4) 「琴浦町人権尊重の社会づくり条例(案)」・・・(別紙参照)

5 パブリックコメント結果(別紙参照)

- (1) 期間 令和3年1月26日(火)～令和3年2月8日(月)
- (2) 結果 意見数(4人・30件) 内容・対応方針はホームページ公開

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、人としての尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

すなわち、私たち一人ひとりには、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身等により人が生まれながらに有する人間としての権利を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれの持つあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

しかし、今日でもなお、様々な差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しているほか、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じている。

このような状況を鑑み、私たちは、「人権が尊重される社会を確立していく」という強い意志の下、一人ひとりが自分ごととして考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権を尊重する社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、町の責務及び町民(町内に在住、在勤若しくは在学する全ての者又は町内において事業若しくは活動を行う全ての事業者、地域、各種団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もって全ての

ものの人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、町政の全ての分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、第1条の目的を達成するため、町民相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に人権意識の向上に努めるものとする。

(町民と町との協働)

第4条 町民及び町は、それぞれの役割及び責務を果たしながら、相互に協働して、人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(教育及び啓発の実施)

第6条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国、県、関

係団体等(以下「国等」という。)との連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題に係る相談に誠実・的確に応じるために必要な相談体制の充実を努めるものとする。

(人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第10条 人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための事項を審議するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 町長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について、必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(琴浦町あらゆる差別をなくする条例の廃止)

2 琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)は、廃止する。

(琴浦町附属機関条例の一部改正)

3 琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
<u>人権尊重の社会づくり審議会</u>	<u>琴浦町人権尊重の社会づくり条例(令和3年琴浦町条例第 号)第10条第1項に規定する事項</u>	<u>あらゆる差別をなくする審議会</u>	<u>琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)第8条第1項に規定する事項</u>
略		略	

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の琴浦町あらゆる差別をなくする条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定に基づき任命されている委員は、この条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止前の条例の規定による任期の残存期間とする。

琴浦町人権尊重の社会づくり条例(案)に関するパブリックコメント実施結果

- 1 意見募集の期間 令和3年1月26日(火)～2月8日(月)
- 2 周知方法 町ホームページ、役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはく、東伯・赤碓文化センター
- 3 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
	1人(5件)	1人(6件)	2人(19件)	4人(30件)

- 4 意見の内容と対応方針
 対応方針 反映する(一部のみ反映するものも含む) すでに盛り込み済み 今後の課題検討 その他(意見等)

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
1	全般	琴浦町あらゆる差別をなくする条例に伴い重要なことは、様々な差別、偏見や人権侵害が依然として存在している中で社会状況などの変化もあり、中にはインターネットを利用した悪質な書き込み(落書き)等も多いので人権問題が生じております。もう少し前向きに解決の糸口を探ることをご理解してほしい。	インターネット上の差別については、悪質な書き込みも増えている現状を前文に記載しています。また、次年度策定の人権施策基本方針の中に記載して取り組んでいく予定です。
2		中学1年生でも十分に理解できる表現にすべき	分かりやすい表現に努めます。今後策定していく人権施策基本方針についても分かりやすい表現で策定していきます。
3		琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例125号)の全部を改正するのではなく、琴浦町あらゆる差別をなくする条例(令和元年12月19日改正条例第17号)を廃止するのではないか。	条例の内容を全面的に改める場合の方式としては、「全部改正」の方式によるものと「廃止制定」の方式によるものがあります。現条例が平成16年に制定されて以降、社会情勢が大きく変化し、インターネットを利用した悪質な書き込みなど、新たな人権問題が生じているため、新規に条例を定める形が適当であると判断し、「全部改正」の方式ではなく、御意見いただいた「廃止制定」の方式に修正いたしました。

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
4		<p>前文で世界人権宣言を先にうたっているが日本国憲法は1947年（S22年）に制定された。冒頭に掲げた憲法の基本原則3本の柱の一つには「基本的人権の尊重」が明確に示されている。それに対し、世界人権宣言は条約ではなく、1948年に国連総会で採択された勧告であり、まだまだ法規範の有無も定かではない。文面の書き出しが良くない。世界人権宣言を入れる必要はない。ベースは憲法である。そもそも町の条例は、上位法令に沿って作られるべき。人権の分野は広い。</p> <p>その他にも関連法が多くある。これらを念頭に置きながら条例作成にあたらなければ、意味のあるものをつくれないのではないかと思う。特にそれぞれの付帯決議も出されており、それらを含めて熟知する必要がある。</p>	<p>日本国憲法にあわせて、人権の世界的基準を明示しています。国際社会においては、第2次世界大戦の惨禍を二度と繰り返さないよう、差別の撤廃と人権の尊重が恒久平和の礎であるとの理念に基づき、世界人権宣言が1948年の国際連合総会において採択されました。そして、その後国際人権規約をはじめとした人権に関する諸条約が順次国際連合総会において採択されるなど、人権の保障に向けた様々な取組が進められてきました。我が国においても、こうした人権の保障に関する諸条約の締約国としての責務を果たすため、法令の整備等の人権の保障に向けた取組が行われてきました。</p> <p>最近では、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた差別の解消を推進するための更なる取組が求められていますので、これらの条例も考慮し、人権施策基本方針を策定します。</p>
5	前文	<p>「部落差別をはじめとする」という書き出しも良くないが、歴史的経緯を含め現状も簡潔にすべきである。</p> <p>問題は条例（案）の「社会的身分、門地等」の文言をなぜ取り上げたのか。「門地」とは家柄ないし、血統を意味するものだが、そもそも日本国憲法の制定過程において貴族制を廃止するために用いたものなので、町の条例において例え前文であっても憲法に載っているからといって安易に「社会的身分、門地等」を引用すべきではないと思う。</p>	<p>前文の内容については、日本国憲法の表記のみでは、在住外国人の人権について網羅ができないのではという懸念から「民族」、「国籍」を追加しています。</p> <p>また、「社会的身分、門地」の表記については、条例策定委員会で協議し、町の実情に合わせて分かりやすい表現で記載することが望ましいということから「社会的身分、門地」を削除し、「年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身」を追加します。</p>
6		<p>全体的に町の条例案は言葉を羅列しただけのようで内容の整理がついていないのか、何回読み直しても意図が伝わらないだけでなく、曖昧で間違った使い方をしているのが気になる。</p> <p>条例制定に使う言葉とも思えない文言があったり、個々人への押しつけともとれる表現があったりと決して納得できるものではない。前文はもっとスッキリと簡潔に、しかも意味が通じるようにまとめるべき。</p>	<p>旧条例は「前文」がなく、町としての方針が不明確であるため、新条例では「前文」にて条例制定の背景、理念、趣旨、決意等を記載し、明文化しています。</p>

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
7		<p>現行の条例にある「部落差別」という文言を全く排除している点に、強い違和感を感じています。2016年にいわゆる「部落差別解消推進法」が制定され、改めて部落差別解消の緊急性が明確にされ、全国の自治体でも「部落差別を冠した新条例」「具体的な部落差別事象を明記した新条例」が次々制定されつつある状況と、全く逆行しているのは、なぜでしょうか。琴浦町には部落差別がないと考えておられるようにも感じられてしまいます。しかし、町内にはまだまだ部落差別が存在していますし、多くの人権課題の中で、琴浦町で最も緊急性の高い課題と言えば、部落差別をあげざるを得ないはずで</p>	<p>県内の自治体でも「部落差別解消推進法」に基づいた条例策定の動きがあることは把握しています。 町内においても部落差別は未だ存在していますし、具体的な取組については、次年度策定します人権施策基本方針の中で記載していくことにしています。</p>
8	前文	<p>新条例(案)の作成にあたって、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(以下、「県条例」)も参考にされたと推察されますが、県条例では、「同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題…」と、3つの人権課題を明記しています。私は、この3つに加えて、「在住外国人の人権に関する問題」と「性的少数者の人権に関する問題」を加え、この5つの人権課題を新しい条例に明記すべきと考えます。様々な人権課題の中でも、この5つは琴浦町内で極めて緊急性の高い課題と思われるし、条例のめざすところがよりイメージしやすくなるものと考えられます。新条例(案)では、個別の人権課題が明記されていないため、めざすところがイメージしにくく、あいまいな印象を受けます。もちろん、5つにとどまらず、できる限り多くの人権課題を明記する方が適切であると思います。</p>	<p>条例に記載する人権問題については、条例策定委員会でも協議しており、個別の人権問題の重要性や歴史的背景などの協議をした結果、「年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身」を追加します。 また、個別の人権問題(17項目を予定)については、人権施策基本方針の中に記載し、取組を進めます。</p>
9	第1条 目的	<p>「人」と「者」が混在している。者を使うと条例としてはもったもらしいが、平等・人権が基本の町条例においては、人を大切にし、「人」に統一すべき。</p>	<p>ご意見いただいた箇所について、以下のとおり整理しました。 ・町内に在住、在勤若しくは在学する全ての「者」 原案どおり 法制上、法律上の人格を有する人(自然人又は法人)を指称する際は、「者」を用いるのが適当とされています。 ・もって全ての「人」「もの」へ修正 法人格の有無を問わない場合に用いる「もの」へ修正します。</p>

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
10	第1条 目的	<p>在勤とあるが、働き方はさまざまで、単に勤務するという狭義の言葉より、「働く人」の方が広義、在学も同じで単に学生だけではないので「在」をとる。「学ぶ人」の方が広義でソフト。「全ての者」は前にかかる言葉であり必要なし。「全ての事業者」と「全て」や「者」は必要なし。「地域、各種団体等」についても町民であるので省略すべき。</p> <p>条例段階で課題に取り組むとか問題の解消を図りと簡単に言うてよいのか。例えば人権施策の推進のために必要な事項を定めるとか、人権に関する課題への取り組みを推進、意識の醸成や啓発をのような書き方にした方がよいのでは。</p> <p>文末が多様性を認め合えるでくると何かとってつけたようでしっくりこない。ありきたりではあるが、「差別のない人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする」とした方がよいのでは。</p>	<p>第1条の目的については、町の責務や町民の役割を明確にして、条例の必要性を記載しております。</p> <p>旧条例では、「町民」の定義が不明確でしたので、新条例では、概念規定を設け、「町民」とは町に住民票を置く人だけでなく、通勤・通学者や事業所・団体など町に関係する全ての人・団体が対象となることを明記しております。</p>
11	第2条 町の責務	<p>目的を達成するためには、まず町政の分野において行うことの方が先にこななければならないと思う。町の責務と言っている以上、町が何をやるうとしていることが大事なことで、これでは具体性に欠ける。国や県との連携はその次の表現となるべきだ。</p>	<p>行政は「役割」ではなく、「責務」とすることで、一定の拘束力を与え、義務を果たすべき責任を負わせるべきと整理しています。逆に行政側を「責務」と規定しなければ「人権行政の後退」が危惧されます。</p>
12		<p>修正希望として、細かい点を2つあげておきます。県条例と比べて感じたのですが、第2条の3行目の「推進する」の直前に「積極的に」を挿入するとともに、「町民の人権」の「町民の」を削除していただきたいです。よもや「積極的には推進したくない」わけではないでしょうし、「町民以外の人権は考慮しない」つもりではないはずで。誤解を生まない表現にしてください。</p>	<p>条例策定委員会で協議し、ご指摘いただいたとおり修正させていただきます。</p>
13	第3条 町民の役割	<p>町民の役割としながらも、内容は町民の責務のようで重い。変えるべき。</p> <p>第1条案の目的において町民のみならず事業者まで入れていることから、役割の内容は個人と事業者に分けてきちんと位置付けるほうがよいのでは。</p>	<p>町民には憲法でも保障されている「思想・良心の自由」があるので、拘束力を与えるべきではなく、一段階落とした「役割」とするのが適当と整理。ただし、第4条の規定(協働)により、責務から落とした分を補完していく。</p> <p>事業所については、策定委員会の中でも協議し、第1条で定義する町民に含める形で整理しています。</p> <p>事業所の役割については、人権施策基本方針の人権施策の推進方針の中に記載して取り組みます。</p>

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
14	第3条 町民の役割	<p>「事業所の責務」を明記してほしいです。「従業員への啓発」ととどまらず、「SDGsに基づいた企業活動」や、事業所の内外でパワーハラスメントやカスタマーハラスメントが起こらないようにする取り組みを進めることは、「世界に通用する事業所の育成」や「定住促進」にも大きくつながっていきます。併せて、琴浦町内には外国にルーツのある労働者も増加してきており、特に「技能実習生の人権」がどこまで守られているか、とても心配です。未来に渡って「琴浦町のファン・サポーター」になってもらえることも考えあわせれば、彼らの人権保障にも積極的に取り組むべきです。2020年6月施行の「パワーハラスメント防止法」が、人種差別とも深く関わると指摘されていることも申し添えておきます。</p>	<p>事業所については、策定委員会の中でも協議し、第1条で定義する町民に含めることにしております。 事業所の役割については、人権施策基本方針の人権施策の推進方針の中に記載して取組みます。</p>
15	第4条 町民と町との協働	<p>町民及び町はとの書き出しだが町が前面に出なければならないはず。協働がどういうことか内容も見えてこない。町の責務と町民の役割、さらに推進体制のなかで明確になればと思う。 第4条は不要 どうしても残したい場合は「参画」が必要 「町民の参画および協働のための仕組みづくり・・・」とか内容が見えていないため適切ではないかもしれないが。</p>	<p>従前の「行政にしてもらう・行政がやるべき」という考え方ではなく、地方自治の本旨でもある「行政と住民は対等の立場であり、住民自らも主体性を持って、積極的に担い手として行動する」という考え方に移行して欲しいとの思いを込め、敢えて町民を前に記載しています。 また、協働するのは町民だけでなく、行政も一体となって協働する必要あることを強調するため、別に条建てしています。 「参画」や「協力」といった文言を追加することも検討しましたが、結びつきや目的達成に向かう力がより強固である「協働」という言葉で網羅できるとしました。</p>
16	第5条 人権施策基本方針 第5条第1項	<p>「計画的な...」は実施段階でよいのではないのか。</p>	<p>人権施策基本方針を定めて人権施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p>
17	第5条 人権施策基本方針 第5条第2項	<p>前項の中で総合的な推進を図るためとあげているので「施策の総合的な推進」に努めるとすれば（教育及び啓発活動の促進、人権擁護体制の充実）があげられる。また、推進体制の整備としては、町内での推進体制と国・県・関係機関・関係団体との連携がおのずとあがってくる。</p>	<p>人権施策基本方針を定めて人権施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p>

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
18	第5条 人権施策基本方針 第5条第2項	<p>(3) 人権問題は人権施策における分野ごとの「課題」にしたほうが。</p> <p>問題は明らかになれば、解決しなければならないにつながる懸念がある。現実に差別解消・差別解決にむけて具体的な対応ができるのか。これまで部落問題が発生したら即対応していたが、その他はどうであろうか。現に人権侵害だと訴えたとしても「それは法務局に相談してください、裁判にかければどうですか」といったことでは町民は怒りしかない。事件・事案が発生したらどうするのかを明確にしておかなければならない。条例の言葉は重いので慎重に大切に。</p>	<p>人権施策基本方針は課題を明確にし、その施策を記載していくものということから、条文については案のとおりとし、分野ごとの課題は人権施策基本方針の中に記載し、各人権問題の解決に向けて取組を進めていきます。</p>
19		<p>実施計画であり、すでに5条で述べるから不要。削除すべき。</p>	<p>具体的な人権教育・啓発に関することについては、人権施策基本方針に定める予定としていますが、町の姿勢を表すために条文に記載しています。</p>
20	第6条 教育及び啓発の実施	<p>いわゆる「ハンセン病家族訴訟」において、2019年6月18日に出された判決では、「予防法廃止以降、家庭や職場での人権啓発活動や、学校教育を進める義務があったが、怠った」として、法務大臣や文科大臣の過失も指摘されました。これについて、当然、町行政当局・町教育行政当局も、そして、町民一人ひとりも、それぞれの責任を免れないと認識し、繰り返さない決意を新たにして、本気で取り組まなければならないと考えます。「部落差別解消推進法」も併せて考えた時、今回の新条例(案)では、教育や啓発についての「責任の自覚」があまり感じられません。せっかくこの時期に制定するのですから、そのあたりをきちんと表現することで、町や町民の決意の強さを表し、全国にも誇ることのできる条例とすべきです。</p>	<p>「教育及び啓発の実施」については、この条例の柱の一つであり、具体的な人権教育・啓発に関することについては、人権施策基本方針に定め、取組を進めていきます。</p>
21	第7条 推進体制の充実	<p>推進体制の充実とは、まず体制の整備を図ることが先で5条で述べるから不要。削除すべき。</p>	<p>「推進体制の充実」については、この条例の柱の一つであり、具体的な推進体制については、人権施策基本方針の中でも検討を進めていく事項ですが、町の姿勢を表すために条文に記載しています。</p>
22	第7条 推進体制の充実	<p>「関係団体等」は不要(圧力団体を排除するため)</p>	<p>施策を推進していくうえで、当事者団体との関係は重要と考えます。</p> <p>また、「関係団体等」とは特定の団体を指すものではなく、関係団体や機関と連携できなければ、本町における人権行政の後退が危惧されます。</p>

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答	
23	第8条 調査の実施 第9条 相談体制の充実	<p>新しい条例の中でこの文言をうたうにあたっては、具体的な実施計画までできていないと無理がある。調査、アンケート等については従来行ってきたパターンで比較するにはよいが、時代の変遷とともに暮らしも大きく変化してきた。設問項目によっては結果、誘導することも可能だ。</p> <p>相談体制もしかり、どのようなやり方で行うのか、項目、分野も幅が広い。それぞれの個別法との調整も必要であろう。対応できるのか。当然のことながら今までどおりとはいかない。鳥取県においても相談窓口は設けている。相談者への助言に始まり、専門機関の紹介、関係機関との緊密な連携の確保に努めるとしている。その結果どうだろう、権力側が起こす人権侵害は取り上げられることもなく、うやむやにされる。琴浦町で起きていることはまさにこれにあたる。再考を。</p>	<p>人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、今後も5年に1度実施している町民意識調査を実施する予定です。</p> <p>「相談体制の充実」についても、この条例の柱の一つでもあり、相談内容に応じて、相談者に寄り添った対応を行い、関係機関に繋げることに注意して相談業務を行っていきます。</p>	
24	第10条 人権尊重の社会づくり審議会の設置	<p>審議会を設置すること自体に異論はないが、「琴浦町あらゆる差別をなくする審議会」がそのまま名称を変えるだけでスライドするのだろうか。</p> <p>個々は素晴らしい人ばかりだと認識しているが、改めて考えるべき。運営の内容も見えない。まず議会人は入れるべきではない。審議会の動向結果等は議会でチェックする訳だから、事前に入らない方がよい。また町側の副町長、教育長が入るのも是非としない。町は事務局職員で対応し、要請に応じて副町長・教育長ができる形の方が誘導されることなく審議委員の自覚自主性が高まる。いずれにしても再考を。</p>	<p>新たな人権尊重の社会づくり審議会がより有効に機能していくような組織にしていく必要があります。</p> <p>また、議員の審議委員の委嘱はしないことで新しい審議会規則を定めることにしています。</p>	
25	第10条4項	審議会・組織運営については、条例で定めるべき	柔軟かつ速やかに対応できるよう、条例では必要最小限の事項を定め、細目的事項は規則以下の規程により整理します。	
26	第11条 委任	新たに付け加えられたと思うが、いったい誰に何を委任しようとしているのか、どこにも何もなし勝手なことをしてもよいと受けとめられる。怖いことだ。条例だけでなく、基本計画、実施計画、規約等、細部にわたる検討がなされたうえでないと条例そのものも揺らいでしまう。町内の関係条例や総合計画等ともすり合わせをする必要がある。	条例の施行に関する細目的事項は町長の権限の範囲内で定めることを明記した条文です。	
27		「町長が議会の承認を得て定める」とする。	条例の施行に関する細目的事項は町長の権限の範囲内で定めることを明記した条文です。	

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
28	附則3	委員は新制度で新たに選出する	現在の審議会委員は令和2年4月から令和4年3月までの2年間に任期として委嘱しています。当該委員は、町内関係団体や学識経験者から構成されていますが、新条例施行後も残存期間を任期とし、引き続き審議会委員として委嘱する予定です。
29	その他	<p>条例の制定云々にかかわらず、「同和」という言葉を削除して くべき。特に担当課（人権・同和教育課）は県下19市町村で担当 課に「同和教育」を残すのはわが町のみ。推進協議会で「同和教 育」を残すのはわが町を入れて10市町村、約半分。</p> <p>理由は「同和」とは同和対策事業実施にあたりつくられた言葉 であり、単独で成立しなかった。同和教育、同和保育、同和地区 等々、事業を展開する上での言葉だ。しかしこれらも差別用語と して飛び交った。「同和の人」「同和だけ」「同和はすか ん」・・・結局は「部落」という言葉を避けたに過ぎない。</p> <p>特措法では差別の現状と称して生活環境の改善等に努めてきた が、2002年（平成14年）にその役割を終えて失効した。その 後、同和対策や人権擁護に関する法律など具体的なものは制定さ れてこなかった。ようやく2016年（平成28年）12月16日付で 「部落差別の解消の推進に関する法律」（略称 部落差別解消推 進法）が交付・施行されたが、明らかに「同和対策は終えた」こ とを意味し、きちんと「部落差別」と明記している。差別がなくな ったわけではないが、差別は不変である。しかし、部落差別解 消推進法は罰則のない理念法である。対策法ではない。</p> <p>今、「同和教育」ってどんな教育か？と問われたら具体的に誰 が答えられるだろう。また上位法律に逆らって「同和」を残し、 誇示する意味がどこにあるのか聞きたい。あわせて鳥取県の条例 も部落差別解消推進法が公布・施行される以前のものであり、市 町村を指導・連携する上においても改正が必要なのではと思う。</p>	<p>琴浦町における「人権教育」については、平成22年7月に同和問題 は、なお未解決の現実の問題であり、国の「人権教育・啓発に関す る基本計画」において、この問題が重要な人権課題であると指摘し ていることを明確にするため、本町では「人権教育」を「人権・同 和教育」とするとしています。</p> <p>しかし、平成22年から時間も経過し、新たな法律も制定されてい る現状も踏まえながら、表記については、今後検討していく予定で す。</p>

件数	条文他	提出された意見の概要	応募意見に対する回答
30	その他	<p>近年、各地の自治体が制定する「人権条例」では、具体的な施策を明記している例が少なくありません。その点でも、新条例（案）の弱さを感じてしまいます。細かいことを別に定めるメリットもわからないではありませんが、施策実施のスピードがなくなる危険性も危惧されます。これまで行われてきた施策がいつの間にか無くなってしまふ不安も拭いきれません。様々な分野で、他の自治体に先駆けたいろんな取り組みを展開しているのですから、人権に関しても、せめて遅れを取るようなことはしないでほしいと切望しています。例えば、「モニタリングの実施」「差別事象が発生した時の対応」「ヘイトスピーチに対する罰則」などの明記を急いで検討していただきたいです。モニタリングに関しては、町内の被差別部落内を許可無く撮影した映像が、今もネット上にさらされ続けているなど、さまざまな差別実態やそれによる被害が放置されています。先進自治体のようなことは無理でも、「住民の人権を守る」ため、さほど負担のない方法で取り組んでいる自治体がいくつかありますので、琴浦町でも積極的に行ってほしいです。それを新条例（案）に明記することは、被害者にとって極めて大きな意味を持つはずで。また、「ヘイトスピーチに対する罰則」については、例えば、2020年7月施行の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が大きな反響をよんでいます。また、「大阪市ヘイトスピーチ対処条例」や東京都世田谷区の「男女共同参画と多文化共生を推進する条例」も、多くの成果をあげていると高く評価されています。別に条例を制定する予定ならいいですが、そうでないなら、今回の新条例（案）にも罰則を含めた具体的な取り組みを盛り込んで、町が「本気であること」を示してほしいです。実効性のない条例では、かえってマイナスの効果を生んでしまいます。</p>	<p>人権尊重の社会づくり条例及び具体的な施策を盛り込んでいく人権施策基本方針に基づき、人権施策が後退することのないよう積極的に取組を進めます。</p> <p>なお、罰則規定の追加については、町内関係団体との意見交換の中でも要望があり、策定委員会の中でも協議しましたが、人権侵害の判断・認定基準がないことや公平性を担保できる機関がないことから、罰則規定を設けるのは困難と判断しました。</p>